

熊本県交通安全推進連盟キャラクター「ベルとら」着ぐるみ貸出要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県交通安全推進連盟（以下「連盟」という。）キャラクター「ベルとら」が交通安全を啓発するキャラクターとして活動するにあたり、連盟が所有する「ベルとら」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸出する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(借用の制限)

第2条 着ぐるみの貸出対象は、連盟会員のみとする。

第3条 着ぐるみの使用申請があった場合でも、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、貸出しないことができる。

- (1) 連盟の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、連盟が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

(使用手続き)

第4条 申込者はあらかじめ電話にて貸出状況の確認をし、その後「ベルとら着ぐるみ使用申請書」（第1号様式）に必要事項を記入し、必要な書類を添付して、連盟事務局（くらしの安全推進課）へ持参、郵送、FAXまたはEメールにて提出することとする。

(貸出期間)

第5条 原則として、1週間以内とする。

(借用及び返却)

第6条 着ぐるみの借用及び返却は、連盟事務局で行う。

- 2 着ぐるみの借用期限が到来したとき、又は借用期限前に連盟事務局長がその返却を求めたときは、直ちに返却しなければならない。

(使用料)

第7条 着ぐるみの使用は、無償とする。

(報告の義務)

第8条 着ぐるみを使用した者は、その使用状況等について、「ベルとら着ぐるみ使用報告書」(第2号様式)を提出しなければならない。

(留意事項)

第9条 (1) 着ぐるみの使用にあたって必要となるスタッフ等は申込者の負担とする。

(2) 着ぐるみを汚損した場合は、申込者の責任と負担により、修復又はクリーニングを行い、現状に復すこと。なお、修復が困難な状態まで損傷した場合は、申込者が代替物作成費用を負担すること。

(3) 着ぐるみ貸出期間中の事故等については、申込者の責任において適切に処理すること。連盟は一切その責めを負わない。

(4) 別添の注意事項をよく読んで使用をすること。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

(問合わせ・申請先)

熊本県交通安全推進連盟事務局

(熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課内)

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL 096-333-2293

FAX 096-382-7403

Eメール kksr1973@aurora.ocn.ne.jp

着ぐるみを使用する際の注意事項

- ①着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。また、頭にはタオルを巻くこと。
- ②会場の気温などを考慮して水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。
- ③当日の会場、天候及び着用者の体調などを考慮して、適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をすること。
- ④雨天時は、原則として屋外での使用は控えること。
- ⑤着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず介助者をつけること。
- ⑥使用後は消臭スプレーなどを使用し、風通しの良いところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- ⑦型くずれなどしないよう、輸送や保管の際には取り扱いに十分注意すること。胴体は逆さにして保管すること。